

三田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案												
<p>第1条～第6条 省略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(30)の10 省略</p> <p>(30)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。)に関する手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">区分</th> <th style="width: 30%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>ア 建築物の住戸の部分に係る新築等計画の認定と当該住戸を含む建築物全体に係る新築等計画の認定を併せて申請する場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、建築物全体に係る新築等計画である場合における手数料の額とする。</p> <p>イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。</p> <p>(ア) 新築等計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額</p> <p>(イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額</p>	名称	区分	手数料の額		省略		<p>第1条～第6条 省略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(30)の10 省略</p> <p>(30)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。)に関する手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">区分</th> <th style="width: 30%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>ア 建築物の住戸の部分に係る新築等計画の認定と当該住戸を含む建築物全体に係る新築等計画の認定を併せて申請する場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、建築物全体に係る新築等計画である場合における手数料の額とする。</p> <p>イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。</p> <p>(ア) 新築等計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額</p> <p>(イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額</p> <p>ウ <u>新築等計画の認定の申請及び法第55条第1項の規定に基づく変更認定の申請において、設計一次エネルギー消費量を建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第109号)2-3(2)ロに定める方法により算出した場合、手数料算定に係る床面積の合計は、共用部分を除いた床面積の合計とする。</u></p>	名称	区分	手数料の額		省略	
名称	区分	手数料の額											
	省略												
名称	区分	手数料の額											
	省略												

(30)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分	手数料の額	
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第1項又は法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この号において「確保計画」という。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号において「適合性判定」という。)の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この号において	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円

(30)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)に関する手数料

名称	区分	手数料の額	
建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第1項又は法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この号において「確保計画」という。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号において「適合性判定」という。)の申請に対する審査	法第32条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定計画」という。)に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法(以下この号において「算出方法」という。)と同一の算出方法による場合(以下この号において「他の計画記載建築物の場合」という。)	103,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円
		その他建築物の場合	建築物エネルギー消費性能基準等
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円	

	「省令」とい う。)第1条第1 項第1号ロに規 定する基準(以 下この号にお いて「モデル建 物基準」とい う。)による場 合	平方メートル未満のも の 床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,00 0平方メートル未満のも の	415,000円
		床面積の合計が25,000 平方メートル以上50,00 0平方メートル未満のも の	482,000円
		床面積の合計が50,000 平方メートル以上のもの	644,000円
	その他の場合	床面積の合計が2,000平 方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	563,000円
		床面積の合計が5,000平 方メートル以上10,000 平方メートル未満のも の	689,000円
		床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,00 0平方メートル未満のも の	823,000円
		床面積の合計が25,000	935,000円

	を定め る省令 (以下 この号 におい て「省 令」と いう。) 第1条 第1項 第1号 ロに規 定する 基準 (以下 この号 におい て「モ デル建 物基 準」と いう。) による 場合	平方メートル未満のも の 床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,00 0平方メートル未満のも の	415,000円
		床面積の合計が25,000 平方メートル以上50,00 0平方メートル未満のも の	482,000円
		床面積の合計が50,000 平方メートル以上のもの	644,000円
	その他の 場合	床面積の合計が2,000平 方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	563,000円
		床面積の合計が5,000平 方メートル以上10,000 平方メートル未満のも の	689,000円
		床面積の合計が10,000 平方メートル以上25,00 0平方メートル未満のも の	823,000円
		床面積の合計が25,000	935,000円

		平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円
変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査		

		平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円
変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合	12,000円
		確保計画に係る非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号において同じ。)の変更しようとする部分(以下この部分において「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この号において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	
		変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
		変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に 応じ、建築物 エネルギー 消費性能適 合性判定申 請手数料の 部に定める 金額に相当 する額

		確保計画に係る非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号において同じ。)の変更しようとする部分(以下この号において「変更部分」という。)の床面積(エネルギー消費性能を算出する方法(以下この号において「算出方法」という。)の変更を伴う場合にあつては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この号において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円 (モデル建築物基準による場合にあつては、93,000円)
		変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円 (モデル建築物基準による場合にあつては、158,000円)
		変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額
建築物 エネルギー			

		その他の場合	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円 (モデル建築物基準による場合にあつては、93,000円)
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円 (モデル建築物基準による場合にあつては、158,000円)
			変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額
建築物 エネルギー	建築物のエネルギー消費性	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分の変更した部分(以	12,000円

ギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料			
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この号において「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が施行規則第3条に規定する軽微な変更	確保計画に係る非住宅部分の変更した部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(モデル建物基準による場合にあつては、93,000円)
	に該当する旨の証明書の交付	変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円(モデル建物基準による場合にあつては、158,000円)
		変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	変更部分の床面積に

ギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この号において「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が施行規則第3条に規定する軽微な変更	に該当する旨の証明書の交付	変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	35,000円
			変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	変更部分の床面積に じ、建築物 エネルギー 消費性能適 合性判定申 請手数料の 部に定める 金額に相当 する額
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(モデル建物基準による場合にあつては、93,000円)
			変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円(モデル建物基準による場合にあつては、158,000円)
			変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	変更部分の床面積に

				以上のもの	じ、建築物 エネルギー 消費性能適 合性判定申 請手数料の 部に定める 金額に相当 する額
省略					
建築物 エネルギー 消費性能 基準適合 認定申請 手数料	法第36 条第1項 の規定に 基づく建 築物エネ ルギー消 費性能基 準に適合 している 旨の認定 申請（以 下この号 において 「基準適 合認定申 請」とい う。）に 対する審 査	その他 の場合	住宅建 築物に 係る基 準適合 認定申 請であ る場合	一戸建 住宅の 場合	省令第1 条第1項 第2号イ (2)及び ロ(2)に 規定する 基準（以 下この号 において 「仕様基 準」とい う。）に よる場合
				省略	
				共同住	全住戸が
				省略	省略

				以上のもの	じ、建築物 エネルギー 消費性能適 合性判定申 請手数料の 部に定める 金額に相当 する額
省略					
建築物 エネルギー 消費性能 基準適合 認定申請 手数料	法第36 条第1項 の規定に 基づく建 築物エネ ルギー消 費性能基 準に適合 している 旨の認定 申請（以 下この号 において 「基準適 合認定申 請」とい う。）に 対する審 査	その他 の場合	住宅建 築物に 係る基 準適合 認定申 請であ る場合	一戸建 住宅の 場合	省令第1 条第1項 第2号イ (2)(i)及 びロ(2) に規定す る基準 (以下こ の号にお いて「モ デル住宅 基準」と いう。)又 は同号イ (3)及び ロ(3)に 規定する 基準（以 下この号 において 「仕様基 準」とい う。）に よる場合
				省略	
				共同住	全住戸が
				省略	省略

			住宅等の場合	仕様基準による場合	
					省略
			非住宅建築物又は複合建築物に係る基準適合申請である場合	住宅部分全住戸が仕様基準による場合	省略
					省略
					省略

備考

性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能

			住宅等の場合	省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に規定する基準(以下この号において「モデル共同住宅基準」という。)又は仕様基準による場合	
					省略
			非住宅建築物又は複合建築物に係る基準適合申請である場合	住宅部分全住戸がモデル住宅基準による場合、モデル共同住宅基準による場合又は仕様基準による場合	省略
					省略
					省略

備考

ア 性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー

向上計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 性能向上計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

以下省略

消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 性能向上計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

イ 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請又は法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。

ウ 性能向上計画の認定及び法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請並びに基準適合認定申請にあつては、設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に規定する方法により算出した場合の手数料算定に係る床面積の合計は、共用部分を除いた床面積の合計とする。

以下省略